

東京大学社会科学研究所
水町助教授
提出資料

フランスのパートタイム労働者と年金制度

東京大学社会科学研究所 水町勇一郎

1 フランスのパートタイム労働の現状

- ・パートタイム労働者（週 35 時間未満労働者）は労働力人口の 17.3%（Eurostat 2006T1）
- ・1980 年代以降、増加基調（1970 年代には約 6%）
- ・2000 年以降は 17%前後ではほぼ横ばい
- ←**基盤** パートタイム労働に対して「中立的」な法律・労働協約制度

2 フランスの年金制度（一般制度の老齢年金保険）とパートタイム労働者

- ・被用者はすべて被保険者として強制加入。報酬は 1€であっても保険料賦課対象。
- ・給付額 = 平均賃金年額* × 支給率** × （被保険者期間／160 四半期）
 - * 最高の 25 年間の賃金の平均額（2008 年以降）
 - ** 60 歳から満額率（50%）で受給するには 160 四半期が必要。65 歳から受給する場合には被保険者期間にかかわらず満額率（50%）。
- ・1 四半期でも被保険者期間があれば受給権あり。1 四半期の被保険者期間は 1 年に SMIC の 200 時間分の賃金を得れば得られる。全く働いていない者（専業主婦・主夫）には年金受給権はない。
- ・上記の式で計算した年金額が一定額（139.85€（2006 年 1 月））に達しない場合には、その年金額の 15 倍の額の一時金の支払いによって清算される。

3 示唆

- ・労働時間の長さや多様なライフスタイルに対して「中立的」な制度（①保険料賦課・受給権付与／②被保険者期間要件）
- ・日本に導入する場合、基礎年金制度との調整の問題あり（国民年金保険料を負担している自営業者との不公平さ→基礎年金に対応する基礎保険料を課すか？ 基礎年金を税方式にするか？）。